

資料3

27.1.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

就労訓練事業の認定等について

認定就労訓練事業者に対する支援について

- 認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

1. 税制上の措置について

- 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、政府・与党内で議論を行った結果、今般、平成27年度税制改正の大綱が以下のとおり取りまとめられた。

税目	平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)(抄)
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、今後、法令改正に向け検討されるが、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等は対象となる見込み。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

2. 立ち上げ支援、優先発注について

- 生活困窮者自立支援法の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。
- 地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の追加を検討。

3. その他

- 「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)事例集」の第2版を作成予定(省令公布後速やかに)。
- 就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成予定(省令公布後速やかに)。